

○ 警察庁における「うそ電話詐欺（特殊詐欺）の公表方法」の変更（令和2年1月1日から）

うそ電話詐欺（特殊詐欺）		<p>被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称。（下記の10類型に分類する。）</p>
1	オレオレ詐欺	<p>親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。</p>
2	預貯金詐欺	<p>親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）もの。</p>
3	架空料金請求詐欺	<p>未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭をだまし取る（脅し取る）もの。</p>
4	還付金詐欺	<p>税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機器使用詐欺事件又は詐欺事件</p>
5	融資保証金詐欺	<p>実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。</p>
6	金融商品詐欺	<p>架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。</p>
7	ギャンブル詐欺	<p>不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信する等し、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。</p>
8	交際あっせん詐欺	<p>不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送付するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。</p>
9	その他のうそ電話詐欺	<p>前1～8の類型に該当しない特殊詐欺</p>
10	キャッシュカード詐欺盗	<p>警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの。</p>